

様式第 2 号（第 5 条関係・全体評価）

環境配慮推進状況評価表（事業種別）

部 局 名： 環境部

事業種名： 公園・緑地の整備

1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

- （1）自然公園内の施設の整備・改修にあたっては、工法や資材選定を工夫するなど、周辺の自然環境に対する負荷をできるだけ少なくする配慮をしている。
- （2）施設の維持管理にあたっては、樹林地・湿地・水辺環境などの多様性の確保に努め、必要に応じて、ボランティア団体や地元住民と協働で維持管理を行っている。
- （3）自然学習施設の管理運営に指定管理者制度を導入し、指定管理者の持つ専門的なノウハウを活用しながら、自然保護思想の普及啓発に努めている。

2 主な成果

（特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

- （1）自然学習センター・北本自然観察公園やさいたま緑の森博物館では、ボランティアや地元団体と協働し、園路補修や下草刈りなどの園地管理作業を行うことができた。
- （2）自然学習センターでは、一般県民を対象として、定例自然観察会、しぜん工作教室及び環境かみしばい等を開催し、自然について学習し、理解を深めてもらう場の提供を積極的に行った。
- （3）狭山丘陵いきものふれあいの里センターでは、小中学校の環境学習への支援として、各学校の要望を取り入れた教育プログラムを作成し、職員を派遣した。
- （4）美の山公園では、サクラの天狗巣病対策を実施し、罹病木の拡大を防止した。

3 今後の方針

（環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。）

- （1）施設の整備、改修にあたっては防腐対策や湿地の保全など、周辺の自然環境に対する負荷をできるだけ少なくする工法を用いるなど配慮していくとともに、樹林地や、湿地の維持管理に際してはボランティア団体や地元住民との協働をさらに進めていく。
- （2）指定管理者の専門的なノウハウを活用し、自然学習施設における自然観察会や自然体験講座の充実を図り、自然保護思想の普及啓発を推進する。

4 課 題

（環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。）
特になし

5 事業一覧

（様式第 1 号により個別評価を行った事業を列挙する。）
別表 - 2 のとおり

別表 - 2

個別評価事業一覧

事業年度：平成28年度

部局名：環境部

事業種名：公園、緑地の整備

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	自然学習センタ - ・北本自然観察公園管理運営	管理段階	22	22	100.0	5
2	狭山丘陵いきものふれあいの里管理運営	管理段階	20	20	100.0	5
3	さいたま緑の森博物館管理運営	管理段階	23	23	100.0	5
4	自然公園等管理事業(美の山公園)	管理段階	29	25	86.2	4
	合計		94	90		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 環境部

課・所・室名 みどり自然課

事業の種類	公園、緑地の整備	事業名	自然学習センター・北本自然観察公園管理運営																								
事業の規模	北本自然観察公園 27.1ha	実施場所	自然学習センター・北本自然観察公園																								
計画期間		段階	管理段階																								
<p>事業の概要： 自然学習センターと北本自然観察公園と一体的な活用を図りながら、自然とのふれあいや学習の場として活用する。 平成18年度から、指定管理者による管理・運営が行われている。 平成28年度の主な事業実績</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">・定例自然かんさつ会</td> <td style="width: 10%;">120回</td> <td style="width: 10%;">2,215人</td> <td style="width: 30%;">・自然観察オリエンテーリング</td> <td style="width: 10%;">5回</td> <td style="width: 10%;">1,827人</td> </tr> <tr> <td>・しぜん工作教室</td> <td>56回</td> <td>970人</td> <td>・自然に親しむイベントデー</td> <td>7回</td> <td>1,643人</td> </tr> <tr> <td>・環境かみしばい</td> <td>47回</td> <td>349人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体対応</td> <td>170団体</td> <td>7,083人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				・定例自然かんさつ会	120回	2,215人	・自然観察オリエンテーリング	5回	1,827人	・しぜん工作教室	56回	970人	・自然に親しむイベントデー	7回	1,643人	・環境かみしばい	47回	349人				団体対応	170団体	7,083人			
・定例自然かんさつ会	120回	2,215人	・自然観察オリエンテーリング	5回	1,827人																						
・しぜん工作教室	56回	970人	・自然に親しむイベントデー	7回	1,643人																						
・環境かみしばい	47回	349人																									
団体対応	170団体	7,083人																									

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

一般県民を対象として、定例自然観察会、しぜん工作教室及び環境かみしばい等を開催し、自然について学習し、理解を深めてもらう場の提供を積極的に行った。

平成28年度は、県内の幼稚園・保育所や小中学校の自然体験の場として重要であり、園児・児童に対する環境教育プログラムの提供、教員向け環境教育研修の年次研修等の勧誘に努め、教育委員初任者研修（教員研修）等指導的役割を担う人材育成を実施した。

その他、ボランティアの協力を得て、森林整備や園路補修、希少種のための草地管理などを実施した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1. 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
2. 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について記入する。

	樹林地や湿地等の管理段階においては、野生動植物等の生息環境の保全に配慮する。											✓	✓
	ビオトープ及びミティゲーションなどの事業を促進する。											✓	✓
	ビオトープネットワーク計画を促進する。												
	希少野生動植物及び生態系等の環境調査・研究を促進する。												
	工事の施工時期の選定に当たっては、野生生物への影響に配慮する。												
	植栽や魚の放流等においては、野生生物への影響に配慮する。											-	-
基本方向 3 県民等の自主的取組の促進		地域別		配慮時期				チェック					
		山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施		
基本的配慮事項 1													
自然保護や自然観察についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組みの推進に配慮する。													
個別事項	地域の環境活動や指導者の育成に対応するため、観察会や体験学習などの各種講習会の開催を促進する。											✓	✓
	学校教育の一環として、公園、緑地を環境教育のフィールドとして活用するなど、関係部局との連携の強化を図る。											✓	✓
	住民共同緑化の支援を推進する。											-	-
	彩の国ナチュラリスト（自然観察指導員）の育成・活用促進を図る。											-	-
	さいたま緑のトラスト運動を推進する。											-	-
	周辺の自然と調和した市民農園の普及を促進する。											-	-
	公園、緑地等の環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。											✓	✓
基本的配慮事項 2													
事業内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供できるよう努める。													
個別事項	自然観察や花便りなど緑の情報、各種行事の情報提供を促進する。											✓	✓
	公園内防災機能の強化と適切な避難地情報の提供を促進する。											-	-
	情報提供のネットワーク化に努める。											✓	✓
	適切な情報提供のためのパンフレットの更新を図る。											✓	✓
										実施率(b/a (%))		合計	合計
												(a)	(b)
										100%		22	22

【記入方法】

1. 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
2. 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価

5

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 環境部

課・所・室名 みどり自然課

事業の種類	公園、緑地の整備	事業名	狭山丘陵いきものふれあいの里管理運営									
事業の規模	狭山丘陵いきものふれあいの里 40.7ha	実施場所	いきものふれあいの里 (県立狭山自然公園内)									
計画期間		段階	管理段階									
事業の概要： 県立狭山自然公園の利用の拠点としていきものふれあいの里事業を展開 平成 18 年度からは指定管理者による管理、運営が行われている。 平成 28 年度 狭山丘陵いきものふれあいの里センター利用者 31,681 人(過去最高) 平成 28 年度の主な事業実績 <table border="0"> <tr> <td>自然観察会等</td> <td>43 回</td> <td>510 人</td> </tr> <tr> <td>里山体験講座</td> <td>7 回</td> <td>121 人</td> </tr> <tr> <td>団体解説対応等</td> <td>209 回</td> <td>17,102 人</td> </tr> </table>				自然観察会等	43 回	510 人	里山体験講座	7 回	121 人	団体解説対応等	209 回	17,102 人
自然観察会等	43 回	510 人										
里山体験講座	7 回	121 人										
団体解説対応等	209 回	17,102 人										

総合評価

5

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

里山の維持管理作業に関する体験講座の開催

里山の維持管理を学び実践することを目的に、地元講師を招き体験講座を実施した。【2 回 13 人】
教育機関等の環境学習への支援

小・中学校からの依頼を受け、環境学習プログラムの提供や職員派遣を実施した。

【28 団体 2,267 人】

地域企業との連携

狭山丘陵の自然を知っていただくため、地域企業と連携しウォーキングイベントを実施した。

【2 回 3,232 人】

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

の保全に配慮する。																				
ビオトープ及びミティゲーションなどの事業を促進する。																			✓	✓
ビオトープネットワーク計画を促進する。																				
希少野生動植物及び生態系等の環境調査・研究を促進する。																				
工事の施工時期の選定に当たっては、野生生物への影響に配慮する。																				
植栽や魚の放流等においては、野生生物への影響に配慮する。																			-	-

基本方向 3 県民等の自主的取組の促進	地域別				配慮時期				チェック	
	山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施

基本的配慮事項 1
自然保護や自然観察についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組みの推進に配慮する。

個別事項	地域の環境活動や指導者の育成に対応するため、観察会や体験学習などの各種講習会の開催を促進する。											✓	✓
	学校教育の一環として、公園、緑地を環境教育のフィールドとして活用するなど、関係部局との連携の強化を図る。											✓	✓
	住民共同緑化の支援を推進する。											✓	✓
	彩の国ナチュラルリスト（自然観察指導員）の育成・活用促進を図る。											-	-
	さいたま緑のトラスト運動を推進する。											-	-
	周辺の自然と調和した市民農園の普及を促進する。 公園、緑地等の環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。											✓	✓

基本的配慮事項 2
事業内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。

個別事項	自然観察や花便りなど緑の情報、各種行事の情報提供を促進する											✓	✓
	公園内防災機能の強化と適切な避難地情報の提供を促進する。											-	-
	情報提供のネットワーク化に努める。											✓	✓
	適切な情報提供のためのパンフレットの更新を図る。											✓	✓

実施率 (b / a (%))	合計 (a)	合計 (b)
	1 0 0 %	20 / 20

【記入方法】
1. 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
2. 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表(事業別)

部局名 環境部

課・所・室名 みどり自然課

事業の種類	公園、緑地の整備	事業名	さいたま緑の森博物館管理運営																														
事業の規模	さいたま緑の森博物館 85.5 ha	実施場所	さいたま緑の森博物館 (県立狭山自然公園内)																														
計画期間		段階	管理段階																														
<p>事業の概要：</p> <p>狭山丘陵の自然を保全するとともに、自然とのふれあいの場として活用する。 平成18年度からは、指定管理者による管理、運営が行われている。</p> <p>平成28年度の主な事業実績</p> <table border="1"> <tr> <td>自然観察会</td> <td>6回</td> <td>63人</td> <td>食育体験教室(稲作)</td> <td>7回</td> <td>211人</td> </tr> <tr> <td>里山体験教室</td> <td>3回</td> <td>45人</td> <td>ボランティア養成講座</td> <td>3回</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>里山文化講座</td> <td>2回</td> <td>31人</td> <td>里山キャンプ</td> <td>1回</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>里山ようちえん</td> <td>10回</td> <td>197人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体等受入</td> <td>76団体</td> <td>2,253人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				自然観察会	6回	63人	食育体験教室(稲作)	7回	211人	里山体験教室	3回	45人	ボランティア養成講座	3回	15人	里山文化講座	2回	31人	里山キャンプ	1回	20人	里山ようちえん	10回	197人				団体等受入	76団体	2,253人			
自然観察会	6回	63人	食育体験教室(稲作)	7回	211人																												
里山体験教室	3回	45人	ボランティア養成講座	3回	15人																												
里山文化講座	2回	31人	里山キャンプ	1回	20人																												
里山ようちえん	10回	197人																															
団体等受入	76団体	2,253人																															

総合評価

5

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

一般県民を対象として、食育体験教室や自然観察会などの開催や、当日参加型のガイドウォークを実施することで、身近な自然にふれあえる場の提供を積極的に行った。また、20代～30代の若年層を対象とした「さとやま交流会」を新規に始め、自然ふれあいイベントへの参加機会が少ない若年層に里山体験を提供することができた。

平成28年度は団体利用に関する周知に引き続き注力し、76団体、2,253人を対応した。周知の拡大とともに質的向上を図り、小学校や幼稚園・保育園による利用に際し、担当教員・保育士と事前に打ち合わせや下見を行い、それぞれの団体に合わせたプログラムを実施した。

また、ボランティア団体の協力を得て植物調査や樹林地管理の実施を行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 4 公園、緑地の整備に関する環境配慮方針

事業名	さいたま緑の森博物館管理運営
-----	----------------

	地域別	配慮時期				チェック					
		山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現											
基本的配慮事項 1 公園、緑地の緑が持つ二酸化炭素の吸収や大気浄化、都市気象の緩和などの環境保全機能に留意し、環境への負荷の低減に努める。											
個別事項	緑地率の向上を推進する施設計画に努める。										
	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。										
	省エネルギー、省資源型のシステム・機器の採用を図る。										
	新エネルギー（ソーラー・風力等）の採用に努める。										
	緑地の効果評価システムや地球環境保全効果の調査・研究を促進する。										
基本的配慮事項 2 公園、緑地の緑が持つ水循環の機能に留意し、環境への負荷の低減に努める。											
個別事項	土壌の流出抑制・保水性の向上を図る。										
	雨水の流出抑制・貯溜・浸透・循環利用を促進する。										
	汚水・雑排水の土壌浄化システムの採用に努める。										
	水循環利用システム・利用技術の調査・研究を促進する。										
基本的配慮事項 3 公園、緑地の緑が持つ環境保全機能に留意し、騒音・振動の緩和やリサイクルを促進し、環境への負荷の低減に努める。											
個別事項	環境対策型建設機械を採用する。										
	工事施工中の粉じん対策を図る。										
	建設発生土の発生抑制・区域内処理を促進するとともに、建設発生土を活用した公園づくりを検討する。										
	建設廃材の削減、リサイクル素材・資材の利用を促進する。										
	公園内の発生ゴミの抑制対策・分別処理を促進する。										
	施設の適正管理・耐久性向上を促進する。										
	落葉等によるコンポスト化等のリサイクルを促進する。										
	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。										

樹林地や湿地等の管理段階においては、野生動植物等の生息環境の保全に配慮する。										✓	✓
ビオトープ及びミティゲーションなどの事業を促進する。										✓	✓
ビオトープネットワーク計画を促進する。											
希少野生動植物及び生態系等の環境調査・研究を促進する。											
工事の施工時期の選定に当たっては、野生生物への影響に配慮する。											
植栽や魚の放流等においては、野生生物への影響に配慮する。										-	-

基本方向 3 県民等の自主的取組の促進	地域別				配慮時期				チェック	
	山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施

基本的配慮事項 1
自然保護や自然観察についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組みの推進に配慮する。

個別事項	地域の環境活動や指導者の育成に対応するため、観察会や体験学習などの各種講習会の開催を促進する。									✓	✓
	学校教育の一環として、公園、緑地を環境教育のフィールドとして活用するなど、関係部局との連携の強化を図る。									✓	✓
	住民共同緑化の支援を推進する。									✓	✓
	彩の国ナチュラルリスト（自然観察指導員）の育成・活用促進を図る。									-	-
	さいたま緑のトラスト運動を推進する。									-	-
	周辺の自然と調和した市民農園の普及を促進する。									-	-
	公園、緑地等の環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。									✓	✓

基本的配慮事項 2
事業内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。

個別事項	自然観察や花便りなど緑の情報、各種行事の情報提供を促進する。									✓	✓
	公園内防災機能の強化と適切な避難地情報の提供を促進する。									-	-
	情報提供のネットワーク化に努める。									✓	✓
	適切な情報提供のためのパンフレットの更新を図る。									✓	✓

実施率 (b / a (%))	合計 (a)	合計 (b)
100%	23	23

- 【記入方法】**
1. 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
 2. 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 環境部 課・所・室名 秩父環境管理事務所

事業の種類	公園、緑地の整備	事業名	自然公園等管理事業
事業の規模	美の山公園 41ha	実施場所	美の山公園
計画期間		段階	管理段階
<p>事業の概要： 秩父市と皆野町にまたがる標高581.5mの蓑山山頂一帯にサクラの名所をつくるため整備された公園である。奥武蔵、外秩父、奥秩父の山々を一望でき、また、季節の移り変わりに伴い、ヤマツツジ・アジサイなどの植物や野鳥の観察ができる場として整備し、活用する。</p> <p>平成28年度の主な事業実績 美の山公園維持管理業務（園内美化清掃、桜・芝生・園地・遊歩道・給水施設・公衆便所・観光道路・駐車場管理等） 美の山公園緑地保全業務（アジサイ・ツツジ・ユキヤナギ剪定、サクラ天狗巣病対策等） 美の山公園施設改修工事（土木(公園)工事、眺望整備、園路広場整備、木製標識整備） 美の山公園施設改修(植栽)工事（低木植栽）</p>			

別表 - 1 を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ サクラの天狗巣病対策を実施し、罹病木の拡大を防止した。
- ・ 支障木の伐採や木製土留柵により、表土の流出を防止した。
- ・ 地域の高校、幼稚園と連携し環境教育を進めるとともに、イベントや企業ボランティア活動を通じて緑地保全活動を実施した。
- ・ 処理水循環利用型の公衆トイレの修繕を行うなど適切に管理し、汚水等の発生を抑制した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

広大な園地の維持管理や老朽化の進んでいる施設の修繕に多くの経費が掛かっている。今後も緊急性や必要性について検討し、公園として機能を発揮するために優先度の高いものから対策を実施していく。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

樹林地や湿地等の管理段階においては、野生動植物等の生息環境の保全に配慮する。										✓	✓
ビオトープ及びミティゲーションなどの事業を促進する。										✓	
ビオトープネットワーク計画を促進する。											
希少野生動植物及び生態系等の環境調査・研究を促進する。											
工事の施工時期の選定に当たっては、野生生物への影響に配慮する。											
植栽や魚の放流等においては、野生生物への影響に配慮する。										✓	✓

基本方向3 県民等の自主的取組の促進	地域別				配慮時期				チェック		
	山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項1 自然保護や自然観察についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。											
個別事項	地域の環境活動や指導者の育成に対応するため、観察会や体験学習などの各種講習会の開催を促進する。									✓	✓
	学校教育の一環として、公園、緑地を環境教育のフィールドとして活用するなど、関係部局との連携の強化を図る。									✓	✓
	住民共同緑化の支援を推進する。										
	彩の国ナチュラルリスト（自然観察指導員）の育成・活用促進を図る。									✓	
	さいたま緑のトラスト運動を推進する。										
	周辺の自然と調和した市民農園の普及を促進する。										
公園、緑地等の環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。										✓	✓
基本的配慮事項2 事業内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。											
個別事項	自然観察や花便りなど緑の情報、各種行事の情報提供を促進する。									✓	✓
	公園内防災機能の強化と適切な避難地情報の提供を促進する。										
	情報提供のネットワーク化に努める。										
	適切な情報提供のためのパンフレットの更新を図る。										
実施率 (b/a(%))									合計 (a)	合計 (b)	
86%									29	25	

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。

総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。